

労働・助成金情報 特急便

第 14 号 (2012 年 5 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

前月号では従業員が加入する各種社会保険の加入対象者についてご紹介いたしました。今月号からはその各保険の概要と保障内容などについて触れていきたいと思います。

✚ 労災保険とは

労災保険とは労働者災害補償保険法の略で、業務上の事由又は通勤によって労働者が負傷、疾病、傷害、死亡等した場合に迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うことを目的とする保険制度です。あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の『社会復帰の促進』、『労働者及びその遺族の援護』、『安全及び衛生の確保』を目的とし、労働者の福祉の増進に寄与することを最大の目的としています。

✚ 労災保険の種類

1. 療養（補償）給付

労働者が業務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養を必要とする場合に給付されます。

2. 休業（補償）給付

労働者が業務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養のため働くことができず、そのために賃金を受けない場合、その 4 日目から支給されます。

3. 傷病（補償）年金

療養補償給付(療養給付)を受ける労働者の傷病が療養開始後 1 年 6 か月を経過しても治らず、その傷病による障害の程度が傷病等級表に定める傷病等級に該当し、その状態が継続している場合に支給されます。

4. 障害（補償）給付

業務上又は通勤による傷病が治ゆしたあと、身体に一定の障害が残った場合に支給されます。

5. 遺族（補償）給付

業務上又は通勤により死亡した労働者の遺族に支給されます。

6. 葬祭料（葬祭）給付

労働者が業務上又は通勤により死亡した場合には、葬祭を行う者に葬祭料(葬祭給付)が支給されません。

7. 介護（補償）給付

傷病補償年金(傷病年金)又は障害補償年金(障害年金)を受給している者のうち、一定の障害(要介護障害程度区分表)の状態にあり、かつ、現に介護を受けている場合に月を単位として支給されます。

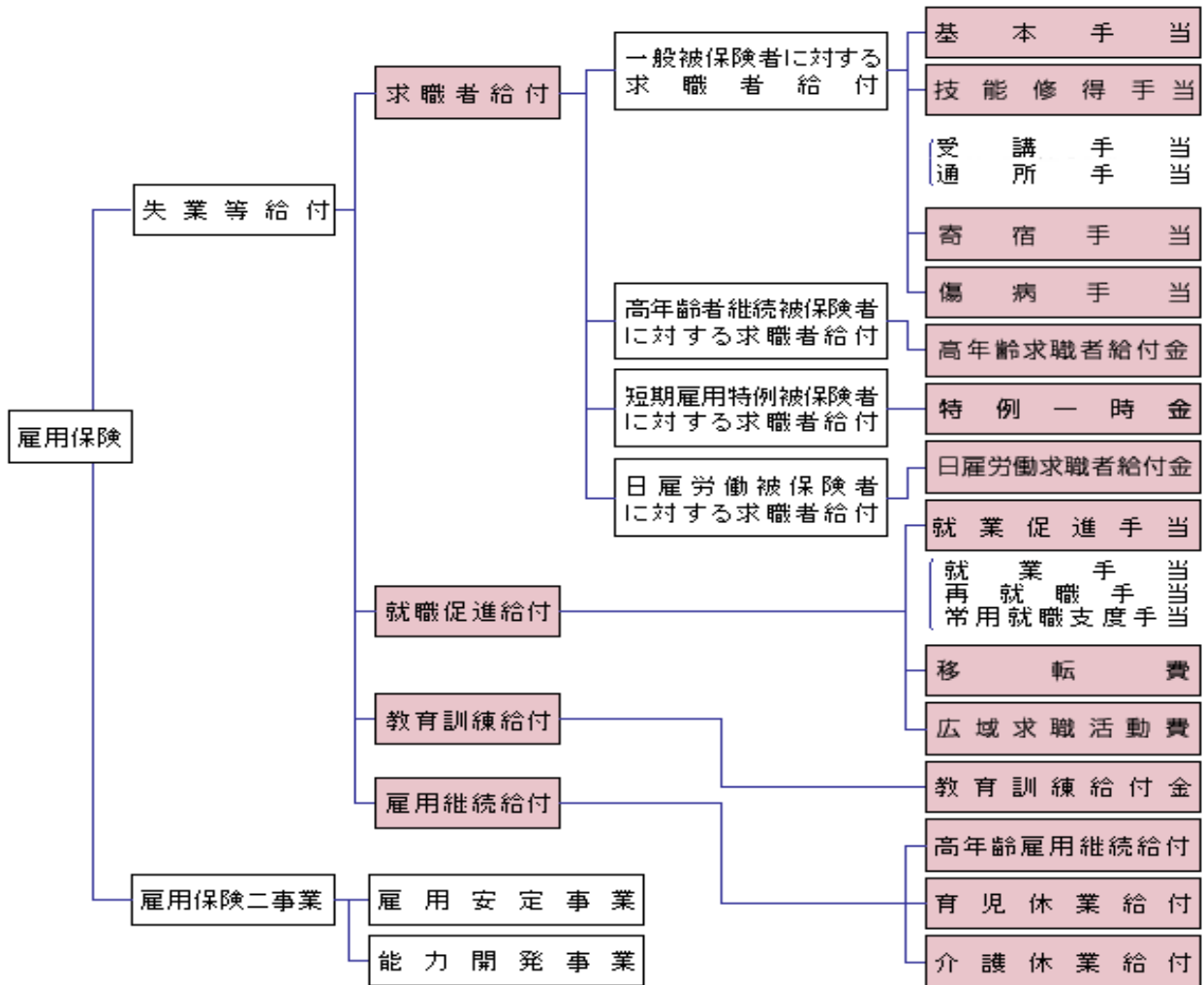
8. 二次健康診断等給付

直近の一次健康診断の結果、脳血管及び心臓疾患の発症にかかわる身体の状態に関する検査(血圧、血中脂質、血糖、肥満度)の全てにおいて異常の所見が認められ、かつ脳・心臓疾患の症状を有していないと認められる労働者(特別加入は除く)に対し、より精度の高い二次健康診断と保健指導を給付します。

✚ 雇用保険とは

雇用保険とは、政府が管掌する強制保険制度です。雇用保険の役割は次の2つがあります。

1. 労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合や、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために失業等給付を支給
2. 労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正、及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発および向上、その他労働者の福祉の増進を図るための二事業を実施



次回は雇用保険の各給付についてそれぞれご紹介したいと思います。